

茨木市告示第 494 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の町及び字の区域並びに名称を次のとおりとする。

この処分は、令和 8 年 1 月 1 日から効力を生ずるものとする。

令和 7 年 12 月 17 日

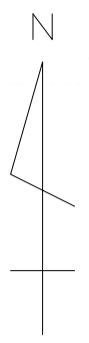
茨木市長 福岡 洋一

- 1 別紙 1 のとおり、大字福井、大字安威、東福井四丁目および山手台一丁目の区域の各一部を変更し、彩都もえぎ二丁目を新設する。
- 2 別紙 2 のとおり、大字佐保、大字福井、大字生保、大字大岩および大字大門寺の区域の各一部を変更し、彩都もえぎ四丁目、彩都あけぼの一丁目を新設する。



凡例	行政界
	町・字界
彩都もえぎ	町名・字名

別紙2



凡	_____	行政界
例	_____	町・字界
彩都もえぎ	_____	町名・字名